

電子消費者契約法って、なに？

電子消費者契約法とはインターネットショッピングなど電子商取引における、消費者の操作ミス救済などを定めた法律です。

【ポイント①】

・消費者の操作ミスの救済

本来の意図しなかった注文、例えば、ネット通販ショップを利用時に、1点だけの申込みをしたつもりが、操作ミスから11点の申込みをしてしまったケースです。このケースでは、注文内容を最終確認できる画面がないなど適切な措置をとっていなかった場合に限り、取引を無効にすることが可能です。

また、Web サイト、メール、SNS などに記載されている URL や広告をクリック、例えば、動画の再生ボタンを押した途端に登録完了画面が表示されて、勝手に契約成立を宣言され不当に料金を請求された場合でも救済の対象となります。



【ポイント②】

・契約の成立時期の転換

通常の契約成立のタイミングと異なり電子消費者契約法では、申し込みの意思を示したタイミングではなく消費者に契約成立の承諾通知が届いた時点、例えば、メールであれば、メールサーバーにメール情報が記録され消費者が確認しうる状態になった時点で成立することになります。

※利用者が意図しない一方的な契約であるワンクリック詐欺などを防止できます。

ただし、電子消費者契約法の対象となる契約は消費者と事業者間の契約に限られ、インターネットオークションやフリーマーケットなどの消費者同士の取引については、対象外となります。

また、パソコン等 CPU が内蔵されている機器の電子メール、FAX、留守番電話等を使用して電子的に承諾の通知が発せられる契約が対象となります。



電子契約法が施行されたことにより、意図しない契約を避けられるようになったものの、万が一詐欺等の被害に遭った場合は、稲城市消費生活センター又は消費者ホットライン（電話番号：188）にお問い合わせください。

（稲城市消費生活センター運営協議会）

[イベント開催報告!]

稲城くらしフェスタ2024

10月27日(日)若葉台のiプラザ及びその周辺にて開催しました。テーマは**かしこい消費はあなたが主役!くらしに役立つ情報をキャッチしよう。**として、消費生活センターによるクイズ出題や、消費者団体・官公庁による展示、消費者啓発を行いました。また、消費生活センター運営協議会では「消費者ホットライン」188を知っているかどうかを「はい」「いいえ」で答えてもらいました。188を知っている人は10%程度と認知度が低く、今まで以上に周知していく必要性を感じました。さらに、くらしフェスタを盛り上げるために、キッズダンスによるパフォーマンスも行いました。当日は駅周辺であることや天気にも恵まれ、また、若葉のマルシェも実施していたこともありましてたくさんの方が来場しました。



[消費者講座開催報告!]

親子で学ぶ! 農地・牧場探検~みかんの収穫と動物の見学~



地産地消の推進・動物との触れ合いを目的に、11月24日(日)に坂浜にて開催しました。

今年度は、参加可能な子どもを4歳以上とし、募集組数を20組としました。応募組数は127組あり、当選倍率は6.35倍でした。

開催当日、天気が良くて農地・牧場探検日和となり、16組47名の親子が参加しました。

大塚牧場では、牧場主、消費生活センター運営協議会委員の説明を受けた後、うさぎや牛などにえさやりを行いました。

あぶの園では、生産者の方に説明を受けてから、親子でみかん狩りを行いました。

アンケートでは「市のイベントなので安心して参加できました。自分自身では機会がなかったのでとても貴重な体験でした。」「稲城の知らない道や場所に行くことができ新たな発見でした。子供と楽しく過ごせました。」「動物とも触れ合えてとても楽しかったです。スタッフさんが優しく話しかけてくださり、楽しく充実した時間が過ごせました。」という声が寄せられました。

地産地消は、新鮮な食材が手に入る、輸送に伴うCO₂の排出が少なくなる、生産者の顔が見えるので安心などのメリットがあります。ぜひ地産地消を推進していきましょう。



クーリング・オフなど契約に関する相談は・・・

稲城市消費生活センター

稲城市百村 2111 番地

パルシステム生活協同組合連合会稲城事務センター3階

相談電話 042-378-3738

月~金曜日(年末年始・祝日除く)

午前9時30分~正午、午後1時~3時30分

